

閲覧用

令和 8 年 7 月 27 日

第 7 回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和 8 年 第 7 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）午前 10 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 3 階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 6 名 合計 15 名）

農業委員 1 小笠原 良 一

農業委員 2 角 田 真由美

農業委員 3 鎌 田 美智雄

農業委員 4 菅 野 正 信

農業委員 5 佐 藤 富 男

農業委員 6 庄 司 貞 良

農業委員 7 鈴 木 勉

農業委員 8 松 井 誠 子

農業委員 9 長 山 清 市

推進委員 1 坂 口 久 雄

推進委員 2 鈴 木 利 弘

推進委員 3 高 橋 卓 也

推進委員 4 長 山 務

推進委員 5 長 山 恵

推進委員 6 橋 本 康 範

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

鈴 木

浩

事務局次長

佐 藤

義 則

事務局係長

半 澤

壮 都

事務局主事

阿 部

智 也

中間管理事業マネージャー

大 宮

廣 昭

事務局員

佐 藤

香 織

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

○日程第 4 報告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

5. 会議概要

午前 9 時 53 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お集まり頂きまして誠にありがとうございます。ご案内しておりましたお時間よりも前ではありますが、皆様お集まりですので、只今から令和 8 年第 7 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしくお願い致します。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦労様でございます。早いもので半年が過ぎ、7 月も間もなく終わろうとして、そして最近は大分暑かったけど大変涼しくなって、畑作業も雨ばかり降って大変だなと思っています。それに色々田んぼの方も見てみますと、出穂の方も早いところでは出た様で、大変また忙しくなる時期が来るなと思いますけれども、最近の農業新聞など色々見えますと、本当に何か国の方も農政に対して途方に暮れているというか、色々米価の方も大分下がる様な予想もしておりまして、本当に我々専業農家としても、稲作専業農家としても大変厳しくなるのではないかなと思っています。それでも前に進むしかないので、一つ皆さんで健康に注意して進めて行きたいと思いますので、稲作だけでなく、本当に農政に関しては大変厳しいので、皆で頑張っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは早速ですが議事に入りたいと思います。

○議 長 まず本日の出席ですが、全員出席しておりますので、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会が成立している事をまずご報告致します。

それから日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会の会議規則第 31 条の第 3 項に基づきまして、1 番委員の小笠原良一委員と 2 番の角田真由美委員にお願い致します。よろしく申し上げます。（「はい。」の声あり。）

次に日程第 2「会期の決定」でございますけれど、本日 1 日でよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

異議なしという事でございますので、本日 1 日と決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 3 号、及び報告事項となっております。まず第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。また関連のある報告事項も併せて上程致しますので、よろしく申し上げます。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・西部地区及び金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が 857 ㎡となっております。その外 3 筆ございまして、合計田 4 筆、計 3,337 ㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該農地を譲受け農業経営の充実を図る。移転の別と致しましては所有権移転です。対価総額と致しまして 333,700 円、10 アール当たり 10 万円となっております。

す。移転の時期と致しましては許可後です。譲受人の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。関連と致しまして、報告第1号・進行番号4となりますが、こちらも併せて報告させていただきます。

こちら報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地に合意解約について」進行番号4・西部地区及び金ヶ瀬地区。土地について、第1号議案・進行番号1と同様ですので、こちら省略させていただきます。農地法第18条第1項のただし書きに該当する理由と致しまして、双方の合意による解約となります。土地の引渡時期と致しまして令和8年7月27日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、坂口委員。

○坂口久雄委員 はい、座って説明させていただきます。農地法第3条許可申請に係る調査票です。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地域もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当は致しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、年齢も比較的若く今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。続きまして金ヶ瀬区1の鈴木利弘委員お願いします。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説の通りです。内容に関しては坂口委員と同様ですので、省略させていただきます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい。ありがとうございました。ただいまお二人から説明がございました。これについて質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

ございませんという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致しますが、私に関連がありますので進行を交代させていただきます。それではお願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。進行番号2を上程します。事務局説明お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字角。地目台帳及び現況が畑。面積が1,232㎡となっております。申請理由と致しまして、譲渡人農地交換により、農業経営の充実を図る。譲受人農地交換により、農業経営の充実を図る。移転の別としましては所有権移転です。対価総額が無償（交換）となっております。移転の時期と致しまして許可後です。譲受人の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして、こちらの案件ですが、令和7年3月に交換した案件の交換分の残りの農地となっております。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。はい、鈴木利弘委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な畑作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。採決します。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第1号議案・進行番号2は許可相当と致します。

それでは進行を会長に戻します。お願いします。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございました。それでは進行に戻ります。

次に第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字小島。地目台帳が宅地、現況が畑となっております。面積が140.09㎡です。申請理由と致しましては、申請地に自己用駐車場を造成する。施設の概要と致しまして駐車場4台分です。工事期間が許可日から令和8年10月31日まで。農地区分が第3種です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は沼辺排水機場、小島3号公園近くの住宅地にあり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございました。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字南原町。地目台帳及び現況が畑。面積が1,223㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、宅地分譲（6区画）を行う。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しまして宅地分譲6区画となっております。工事期間が許可後から令和8年12月31日まで。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原公園の東側の住宅地にあり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑がありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。この件について質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、大谷字下欠。地目台帳及び現況が田。面積が434㎡となっております。その外2筆ございまして、合計田3筆で1,622㎡です。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光発電設備を設置する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しまして太陽光パネル122枚となっております。工事期間が許可後から令和9年2月28日まで。農地区分が第2種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、橋本委員。

○橋本康範委員 はい、詳細は事務局の説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は白石川右岸金ケ瀬さくら大橋東側、県道50号白石柴田線と東北本線に挟まれた平坦な場所にある事から、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。上流に田んぼはありますが、当該土地は下流地になっており問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件

に支障を及ぼす恐れがあるか。当該土地は上流に隣接する田より 2m程高くなっており、建造物が建つ場合、田んぼへの日当たり等は気になりますが、ここには太陽光発電が設置されるものと思われ、また境界には用水路もあり距離があるので、特に問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。農地転用に伴う土地改良区からの意見書もありましたので、特に問題はないと思います。5、意見について。譲受人の本社は大阪、東京にも本部があり、仙台に東北支店があり全国に北海道を除く 95 の支店・営業所があります。産業用太陽光発電システム受注については 2013 年から行っており、太陽光発電設備利用についての実績はあるものと思います。また環境教育とキャリア教育を主とした出張授業を実施するなど、社会貢献を行っている会社の様で、問題はないと思います。以上になります。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。この件について質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
ございませんという事でございますので、これから採決を致します。第 3 号議案・進行番号 2 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

ありがとうございました。全員賛成という事で、許可相当と致します。

次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号 1 を上程致します。また賃借人が同じため進行番号 2 も併せて上程致しますので、よろしくお願いします。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号 1・金ヶ瀬地区。該当地と致しまして、金ヶ瀬字新杓子木。台帳及び現況が田。面積が 890 m²となっております。農地法第 18 条第 1 項のただし書きに該当する理由と致しまして、双方の合意により解約する。こちら引渡時期が令和 8 年 5 月 31 日となっております。

続きまして進行番号 2・金ヶ瀬地区。該当地と致しましては、金ヶ瀬字青木下。地目台帳及び現況が田。面積が 633 m²となっております。その外 3 筆ございまして、合計田 4 筆、計 5,734 m²です。理由と土地の引渡時期は、進行番号 1 と同様ですのでこちらも省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。この件について質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい。では質疑なしと認めまして、これで報告第 1 号・進行番号 1 と 2 を終わります。

続きまして進行番号 3 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 進行番号 3・東部地区。該当地と致しまして、大谷字上原。地目台帳及び現況が畑。面積が 861 m²となっております。農地法第 18 条第 1 項のただし書きに該当する理由と致しまして、双方の合意により解約する。土地の引渡時期が令和 8 年 6 月 30 日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。この件について質疑のある方は、挙手をお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、質疑なしと認めましてこれで報告第 1 号の進行番号 3 を終わりたいと思います。ありがとうございました。

その他皆さんの方から何かございませんか？（「ありません。」の声あり。）

なければこれで以上を持ちまして本日の案件は全て終了しました。それではよろしくお
願いします。

○事務局長 はい、会長どうもありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司職務代理
者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は本当にご苦勞様でした。会議を終わります。
（「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前 10 時 35 分 閉会

令和 8 年 7 月 27 日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（1 番委員） 小笠原 良 一



印

署名委員（2 番委員） 角 田 真由美



印

令和 8 年 7 月 第 7 回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）